

重要事項説明書

株式会社ケアサポート j i j i

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 事業所の概要

名 称	株式会社ケアサポート jiji 本郷ふふ 居宅介護支援事業所
(1)指定事業所番号	2 1 7 1 2 0 0 5 6 7
(2)所 在 地	美濃加茂市本郷町4丁9番15号
(3)電 話 番 号	0 5 7 4 - 2 5 - 0 7 8 9
(4)F A X 番 号	0 5 7 4 - 2 3 - 0 0 7 6

2 事業の目的

株式会社ケアサポート jiji が開設する本郷ふふ 居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にあるご高齢者さまに対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的としています。

3 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

事業の実施に当たっては、ご利用者さまの心身の状況やその環境に応じて、ご利用者さまの意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供

されるよう配慮して行います。

事業の実施に当たっては、ご利用者さまの意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

4 職員の職種、人数、及び職務内容

管理者 1名（常勤兼務職員 介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たります。

介護支援専門員 3名（常勤兼務職員1名、管理者と兼務、常勤専任1名、非常勤1名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たります。

5 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日です。ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除きます。

営業時間 午前8時30分～午後5時30分までです。

6 居宅介護支援の利用料

介護報酬の告示上の額とします。ただし、要介護、要支援を受けられたかたは、介護保険制度により全額給付されますので自己負担はありません。

7 居宅介護支援の提供方法、内容

① 利用者の相談を受ける場所	自宅
② 使用する課題分析票の種類	MDS-HC方式
③ サービス担当者会議の開催場所	自宅
④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度	最低月1回
⑤ モニタリングの結果記録	1ヶ月に1回

8 サービス提供する地域

美濃加茂市、可児市、川辺町、坂祝町、富加町、八百津町、御嵩町、他地域の方でもご相談に応じます。

9 緊急時における対応

介護支援専門員等は、ご利用者さまに対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

10 虐待の防止について

- ① 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等において必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、人権擁護・虐待等の防止に取り組み、虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、担当の地域包括支援センターや関係機関との連携を図り、速やかに対応します。
- ③ 事業所は、虐待防止任者を管理者とし、人権擁護・虐待防止を啓発・普及する研修を実施しています。

11 感染症の予防及びまん延防止について

事業所は感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施し、指針を整備します。

12 秘密の保持について

1 使用する目的、範囲

利用者の為の居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者、関係機関との連絡調整等において必要な場合

2 使用する期間

居宅サービス計画依頼日から契約終了日まで。

3 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払います。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておきます。
- (3) 緊急時・災害時において生命、身体の保護の為、利用者の安否情報を行政に提供する場合があります。

13 同一事業所の利用割合の説明について

介護支援専門員は質の高いケアマネジメントの推進のため、6ヶ月ごとに別紙にて利用割合の説明をいたします。

1 4 その他運営についての留意事項

介護支援専門員は介護支援専門業務にて月に1回以上自宅等に訪問します。トラブルを避けるため次の事項にご留意ください。

- 介護支援専門員に対する金品等の心付けはお断りしています。
- 訪問時ペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。介護支援専門員がペットに咬まれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。
- 介護支援専門員に対し勧誘等の活動はご遠慮ください。
- 介護支援専門員への暴言・暴力・ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。
- ご利用者さま又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことがあります。

1 5 苦情申立窓口について

ご利用者さま及びそのご家族さまからの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置していますのでお申し出ください。苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。

苦情相談窓口

① 市町村（保険者）の窓口	ご利用者さまが居住される市町村役場又は市役所、高齢福祉課、介護給付係・介護予防係など
② 岐阜県国民健康保険団体連合会介護保険苦情相談窓口	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 電 話 058-275-9826 FAX 058-275-7635 受付時間 9:00~17:00 (月曜日~金曜日)
③ 当該事業所お客さま相談窓口	責任者 太田 弥生 受付時間 9:00~17:00 (月曜日~金曜日) 電 話 0574-23-0075 FAX 0574-23-0076

重要事項説明日 年 月 日

居宅介護支援の提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

株式会社ケアサポート jiji 本郷ふふ 居宅介護支援事業所

説明者氏名 _____

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

ご利用者	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)
	住所	〒 担当民生委員 () 岐阜県
	電話番号	
	FAX	

私は、本人の契約意思を確認し、本人に代わり署名を行います。

ご利用者代理人	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)
	本人との関係	
	住所	〒 岐阜県
	電話番号	
	FAX	

緊急時の連絡先

	氏名	本人との関係	住所	電話番号(自宅・携帯)
1				
2				
3				